

令和元年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（令和元年6月20日）

議事日程（第4号）	103	
日程第1 議案第18号	宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するに ついて	106
日程第2 議案第20号	宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改 正する条例を制定するについて	106
日程第3 議案第21号	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい 積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制 定するについて	106
日程第4 議案第22号	土地の取得について	106
日程第5 議案第23号	京都地方税機構規約の変更について	106
日程第6 議案第19号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条 例を制定するについて	110
日程第7 議案第17号	令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）	111
日程第8	議員派遣について	112
日程第9	閉会中の継続調査の申し出について	112

令和元年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

令和元年6月20日

午前10時開議

- 日程第1 議案第18号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 議案第20号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第21号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第22号 土地の取得について
- 日程第5 議案第23号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第6 議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第17号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋 弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健 治	議員
	9番	谷口 重 和	議員

10番 浅田晃弘 議員

11番 藤本英樹 議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫君
副町	長	山下康之君
教育	長	奥村博己君
総務部	長	奥谷明君
健康福祉部	長	久野村観光君
建設事業部	長	野田泰生君
まちづくり整備推進		
担当部	長	黒川剛君
教育部	長	光嶋隆君
総務課	長	青山公紀君
企画財政課	長	矢野里志君
税住民課	長	馬場浩君
介護医療課	長	廣島照美君
健康児童課	長	立原信子君
建設環境課	長	谷出智君
プロジェクト推進課	長	山下仁司君
産業観光課	長	木原浩一君
上下水道課	長	垣内清文君
会計管理者兼会計課	長	長谷川みどり君
学校教育課	長	岩井直子君
社会教育課	長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 山 和 弘 君
庶 務 係 長 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第18号及び議案第20号～議案第23号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第1から日程第5まで、議案第18号及び議案第20号から議案第23号までの5議案を一括議題といたします。

5議案につきましては、6月6日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、谷口重和委員長。

○総務建設常任委員会委員長（谷口重和） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました5議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第18号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第20号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、罰則規定の強化をするという議案であるが、今までに懲役や罰金に処された事例が町内にあったのかとの質疑があり、平成24年度に盛土条例のほうで1件、罰金という事案があったとの答弁があったところであります。

また、罰則規定を強化しても、町として、違法な行為は絶対許さないという厳しい指導をしなければ、結果的に変わらない。今後の指導はいかがかとの質疑があり、条例改正する中で罰則規定をより強くし、抑止力を高めるとともに、町としても常に状況を情報収集する中で職員一丸となって指導強化等に努めていくとの答弁があったところであります。

次に、議案第21号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の

規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第22号、土地の取得については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第23号、京都地方税機構規約の変更については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、(仮称)償却資産申告センターが設置された場合の負担金は、現在と比較してどうなるのかとの質疑があり、試算では令和元年度、令和2年度の準備段階で合わせて約280万円の初期導入費用、また、令和2年度以降、毎年約160万円の運用経費が必要となる。一方、課税調査等により令和3年度は約240万円、令和4年度以降は約300万円を上回る増収が見込めることから、累積差し引きで令和6年度に黒字に転じ、約130万円の累積黒字、令和7年度は約270万円の累積黒字、以降、黒字が続くものと見込まれているとの答弁があったところです。

また、討論において、地方税機構の共同化の業務を拡充することにつながるものであり反対であるとの反対討論があったところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(谷口 整) ただいま報告のありました5議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第18号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第20号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第21号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第22号、土地の取得についての討論を行います。討論ございませんか。山本精議員。

○2番（山本 精） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま議題となっております議案第22号、土地の取得について、反対の立場から討論を行います。

広い公園が欲しいという住民の願いがあることも防災機能を備えた公園が必要なことも認識しています。

しかし、財政が非常に厳しいと言われているときに、都市公園の整備が本当に必要な
のか。

全国で、毎年のように自然災害による甚大な被害が出ている昨今、住民の命や生活を
守るためには、優先すべき課題が多くあります。

公園については、例えば、町有地等につくるのならまだしも、わざわざ土地を購入し
てまでつくることについては反対です。

ましてや、防災機能を持つ都市公園を、山砂利採取跡の軟弱地盤につくることについ
ても問題があると考え、本土地の取得についての反対討論といたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 22 号は委員長の報告のとおり
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されま
した。

日程第 5、議案第 23 号、京都地方税機構規約の変更についての討論を行います。討
論ございませんか。今西久美子議員。

○3 番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第 23 号、京都地方税機構規
約の変更につきまして、反対の立場から討論を行います。

京都地方税機構は、2011 年 4 月から徴収業務を本格開始いたしました。税機構の
設立趣旨は、徴収率の向上と、コスト・人員の削減であります。少ない職員で徴収率の
向上を求めるがゆえに、住民生活に寄り添い、地方自治体の一番の存在意義である、そ
こに住む人々の生活を支えるという観点が希薄になっているのではないのでしょうか。

税機構は、徴収事務のみでなく、今後、課税事務も共同化しようとしています。こ
れは地方自治体の課税自主権を侵害するものであると考えます。

今回の規約の大きな変更点につきましては、（仮称）償却資産申告センターをつくり、
償却資産事務の共同化を行うようにするものですが、これは課税事務の共同化に向けた
布石であると言えます。

税機構の事務を拡大する今回の規約の変更については反対といたします。

以上、討論といたします。

○議長（谷口 整） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 23 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 19 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第 6、議案第 19 号を議題といたします。

本案につきましては、6 月 6 日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、原田周一委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました 1 議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第 19 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、改正前の条例について、保証人が必置である旨は記載されているのかとの質疑があり、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に保証人という項目があり、保証人を立てなければならないと記載されているとの答弁があったところです。

また、保証人を立てなくてもよいということになれば、きちんと償還されるのか心配されるが、どう考えているのかとの質疑があり、償還等については、国・府の資金の貸し付けになるため、十分な見極めをする中で制度運営をしていきたいとの答弁があったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第19号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第7、議案第17号を議題といたします。

本案につきましては、6月6日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、藤本英樹委員長。

○予算特別委員会委員長（藤本英樹） それでは、予算特別委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第17号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、まず、プレミアム付商品券発行事業について、当初予算審査において、対象となる住民税非課税世帯の方がプレミアム付商品券を使用する際の配慮が必要だと意見したが、庁内会議等で議論しているのかとの質疑があり、一般のプレミアム商品券と同じような扱い（外見）にできないかという観点で商工会と協議中であるが、具体的な決定には至っていないとの答弁があったところです。

次に、新庁舎建設事業（什器等）の債務負担行為について、再利用することは望むと

ころであるが、金額の差は把握しているのかとの質疑があり、現在使用しているものを転用することについて原課と協議を進めているところであり、最終的な数量までは決まっていないが、できる限り費用を抑えるように検討しているところであるとの答弁があったところです。

次に、学びの深化プロジェクト実施校研究事業について、教員の働き方改革が言われている中、ますます先生方が大変になり、子ども達との関わりについて厳しい状況になると心配をしているが、研究事業との関わりをどのように考えているのかとの質疑があり、学校全体で協議をした上で希望を出して今回認定されたものである。事業実施によって子どもたちの成長、また、教師の指導力、意欲の向上と働き方改革のバランスが充分とれるように教育委員会としても学校等とは話を進めていくとの答弁があったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第17号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（谷口 整） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣する

ことにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付をいたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口 整) 日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって本件は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、これをもって令和元年第2回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時23分

○議長(谷口 整) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) 6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月6日に開会されました令和元年第2回定例会も、15日間の会期日程を終え、本日をもちまして閉会となりましたが、議員各位におかれましては、本会議や委員会で連日慎重なご審議を賜り大変ありがとうございました。

おかげをもちまして、今定例会に上程させていただきました令和元年度一般会計補正予算(第1号)をはじめとする全ての案件につきまして、原案どおりご可決、ご承認いただきありがとうございました。

今回、常任委員会及び特別委員会で大変お世話になりました各委員会の正副委員長様には厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ご可決いただきました予算等につきましては、今後、適正な執行に努めてまいりますとともに、一般質問並びに各委員会の審査において賜りましたご意見やご要望などにつきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映させてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、長年にわたり本町の文化財保護委員として文化財の適切な保護と活用を図り、地域の文化振興の充実に多大なご貢献をいただきました岩山区在住の阪本伊三雄様が、昨日の京都府開庁記念日記念式典で京都府市町村・地域自治功労者表彰を受賞されました。このたびの表彰受賞をお心からお祝い申し上げますとともに、そのご功績に深く感謝と敬意を表する次第でございます。さらなるご活躍をご期待申し上げます。

大阪府北部地震の発生から今月18日で1年を迎えたところでございますが、同日の午後10時22分ごろに山形県沖で地震が発生し、最大震度6強が観測されました。被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

今後、発生リスクが高まっている南海トラフ地震に備えるためにも、現在、建設を進めております新庁舎については、本町の防災対策活動及び将来のまちづくり拠点として、早期完成に向け、引き続き、全力で取り組んでいく覚悟でございます。

全国的に梅雨の季節を迎え出水期に入りましたが、台風等の上陸も含め大きな災害が発生しないことを願うところでございます。

本町といたしましても、住民の皆様方が安心・安全に日々の生活が送れるよう防災対策の強化を図るなど、危機感を持って備えていかなければならないと考えているところでございます。今後も、議員の皆様、また、住民の皆様方のご協力を得る中で、引き続き、災害時における対応が円滑に行えるよう防災・減災対策に取り組んでまいりますので、ご指導、ご鞭撻賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これからも天候不順な日が続き、また、日に日に夏の暑さが増してまいります。議員各位におかれましては、どうか健康に十分ご留意をいただき、宇治田原町政の発展のために、ますますご活躍をいただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（谷口 整） 先ほどの日程第4、議案第22号で、山内議員のちょっと微妙な手の挙げ方だったので、それについて、私はバッジのところの手が触れて、バッジを触ろうとして手を挙げてはったんで挙手されたという判断で反対はお二方やったということ

で挙手多数という判断をしました。

これについて、恐らくそのことを言いたいということで先ほど休憩を求められたんですけれども、当然、挙手、採決の結果が変わるものではありませんので、私の判断はそういうことでしたので、あえて流れをとめずに本会議を最後まで終了させてもらいましたので、もしその判断に疑義があるんでしたら議運のほうで確認をしてもらったらいいいと思います。私の判断はそういうことで2人が反対、だから賛成多数は私を除く9人という判断をさせてもらいましたので、それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 今後、各議員も速やかに手を挙げていただいて、もし、そういうそぶりもなかったらそれは反対だという判断をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○5番（田中 修） 一言だけ。

挙手してもらうときに、議長が挙手全員であるとか多数であるとか、議長が発言するまで議員は手を挙げたままにしていくということで、その辺しといってもろておいたほうが議長としてはやりやすいん違いますか。

○議長（谷口 整） そらそうですね。わかりました。

今、そういう提案もありましたので、態度ははっきりとわかりやすく。まず、速やかに挙げていただくのと、私がコールするまでは手を下げないということで、これからよろしく願いしたいと思います。

そういうことで、ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 今 西 久 美 子

署 名 議 員 谷 口 重 和